

# 博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学

情報セキュリティ研究科

論文題目 : 個人情報・個人データ保護法制における健康・医療情報のセンシティブ情報への該当性とその取扱要件  
申請者 : 谷口 友樹  
審査委員会 : 主査 教授 後藤 厚宏  
副査 教授 湯浅 壘道  
副査 教授 村上 康二郎  
副査 教授 土井 洋

## I. 論文内容の要旨

本論文は、健康・医療情報（ヘルスケア情報）が各国の個人情報・個人データ保護法制において通常の個人情報・個人データよりも厳しい規制をうけるいわゆるセンシティブ情報に該当するかどうかについて詳細に検討し、その取扱いに関する規制や要件の相違を明らかにすると共に、個人情報・個人データを適切に保護しつつグローバルなヘルスケアビジネスの円滑かつ持続的な展開に向けた法改正の提言を行うものである。

本論文は、4部からなる。

第1部第1章から第4章では、PHR(Personal Health Record)整備が進み、ヘルスケア事業をグローバルで運営する企業が医療・健康に関する情報をクロスボーダーで取り扱う際の問題とその解決にあたっての論点を整理している。医療・健康に関する情報は慎重に取り扱われるべき情報（いわゆるセンシティブ情報）であるがグローバルで統一された定義はなく、各国が個人情報・個人データ保護法制でそれを定義し、その取扱いに対する具体的な規制又は情報セキュリティ管理について定めている。本論文では、①医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報で、医療従事者が作成・記録した情報、及び医療従事者の指示に基づき介護事業者が作成・記録した情報、及び②健康管理サービスの提供に伴い、本人が家庭用健康・医療機器、スマートフォンやウェアブル端末等で計測した健康情報の2つを取り上げ、日・米・欧（EU）・中における法制の比較を通じ、各国におけるヘルスケア情報のセンシティブ情報としての位置付けと取扱いを明らかにすることを主題とした。

第2部第1章から第5章では、日米欧中の法制の比較を行い、各国において健康情報及び医療情報が、センシティブ情報に該当するののかについて明らかにしている。

第3部第1章から第5章では、センシティブ情報の取扱いに対する規制の厳格化について検討している。その結果、日米欧中いずれも共通するもの、日米欧に共通するもの、日米中に共通するもの、中国だけの義務、日本法の特異な点を明らかにしている。

第4部は結語であり、第1章は本論文の各章のまとめとして位置づけられる。第2章から第3章では本論文の考察結果に基づいた提言を行っている。

事業者に対しては、医療・健康情報をクロスボーダーで取り扱うことを予め想定した医療・健康情報のセンシティブ情報としての取扱い、最新の法動向を把握したプライバシーバイデザインとプライバシーバイデフォルトの整備等を推奨している。

立法的観点での提言としては、現行の日本の法令は、ヘルスケア分野に係る要配慮個人情報についての定義

の見直しが必要となることを指摘し、医療情報安全管理ガイドラインを改定して健康情報が医療情報に該当するよう医療情報を再定義する必要があることも指摘している。

これらの改正により、主要国の中で日本のみ健康情報がセンシティブ情報に該当しないという状態が招く問題を解決し、プライバシー侵害等を防ぎつつグローバルなヘルスケア事業の持続可能性を確保することができるとしている。

## II. 論文審査結果の要旨

情報を扱う法制度の中で個人情報や個人データの取扱いを規制する法令は、規制の厳格化・複雑化が進むと共に、情報の越境流通、通常の情報よりも特別な配慮を要する情報（センシティブ情報）に対する規制が各国において厳格になってきている。

本論文では、各国における規制の相違につき、日米欧中を対象として詳細に法令の調査を行い、相違点を明らかにしている。複雑化する一方の各国の法令条文を丹念に収集して綿密に比較し、その結果を表形式で具体的に示している点に本論文の価値がある。

その比較結果に基づいて、企業における取扱いに対する提言と、法改正の提言を行っている。法改正の提言については、本論文における綿密な各国法制の比較に基づき、グローバルなヘルスケア情報を円滑かつ持続的に展開するという目的から具体的な改正案を提示している。個人情報保護法が3年おきの見直し条項を持つところ、本論文における改正案は、綿密な比較検討に基づいていることと事業活動への有用性という両方の観点から、改正に向けた作業において参照に値する価値を有する。

なお、パーソナルヘルスケア事業は、日本においては電気通信事業法上の電気通信事業に該当する場合があり、電気通信事業法改正法が2023年6月に施行されたが、本論文では電気通信事業法による利用者の個人情報の規制については十分に検討されているとは言い難い。各国において個別の事業規制法等による規制を受ける場合についての検討は、今後の課題である。また法制度の相違が事業者に対して与える負担、対応コストが具体的に明示されていれば、本論文はより説得力を持ったであろう。しかし、上記の点は本論文の博士（情報学）の論文としての意義を否定するものではない。

以上の理由から、本論文は、博士（情報学）の論文として合格と認められる。

## III. 審査経過

本審査委員会は、2023年7月10日に論文内容とこれに関連する事項について口述試問を行った。審査に当たっては、博士学位のディプロマ・ポリシーに基づいて総合的に評価し、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。